

子供へのヒアリングを通じた意見聴取に関する検討会（第1回）

議事要旨

日 時：令和5年11月21日（火）19:00～21:00

場 所：オンライン開催

参加者：安部芳絵委員、内田塔子委員、川瀬信一委員、鈴木孝典委員

【議事】

- (1) 子供へのヒアリングの実施手法及びフィードバックについて
- (2) 実践事例集（素案）について

【議事録】

<主な意見等>

■ セーフガーディングについて

- ・ 子供が権利の主体であることへの理解が不十分なままにヒアリングをすると権利侵害に繋がるおそれがある。まず、子供が権利の主体であることについて記述した上で、具体的な留意点に触れると理解が深まる。
- ・ 都が区市町村に対し、上記について学ぶ場を作れるといい。
- ・ 緊急時対応フローは、法に基づく通告について明記する等、内容を精査した方がよい。
- ・ 聞いた情報の取り扱いなど、自分が話した意見のコントロールを子供が握れることが必要

■ フィードバックについて

- ・ 意見はすべてをそのまま施策に反映できる訳ではない。都がどう受け止めているか分かりやすく伝えるのが大事
- ・ どのように反映した、しなかったが検討した、今後の参考にした等、分かりやすく示すことが大事

■ アクセシビリティについて

- ・ 参加の障壁をなくす観点から、交通手段の支援について言及があってもよい。

■ 意見聴取の方法・内容について

- ・ 「行政が聞きたいこと」と「子供が言いたいこと」や、「大人が思う子供の居場所」と「子供が思う自分の居場所」など大人と子供の間ギャップが生じることもあるため、子供の意見を踏まえながら内容を検討することも考慮すべき。
- ・ Opinion だけでなく View も大事にする必要がある。子供がどう感じ、考えているのかを広範な観点から捉えていくことが重要。
- ・ 文字や言葉だけではないということに触れてもいい。例えば、絵を描くのも表現の一つ。
- ・ 子供の声を聴くこと自体の評価、参加してどうだったかを参加した子供に聞くとよい。